

徳島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の趣旨に基づき、猫の不妊去勢手術を奨励することにより、飼育限度を超えた繁殖を防止し、不必要な生命の処分並びに猫に起因する環境被害及び迷惑等の減少を図るため、予算の範囲内において不妊去勢手術費の一部（以下「助成金」という。）を助成することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和30年7月23日規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、徳島市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者及び、徳島市内の町内会等で、飼い主のいない猫に対して手術を受けさせようとする者で、飼い主がいない猫の愛護者として、誓約事項（別記様式第1号）を遵守することができる者とする。

2 第3条で定める助成対象動物に飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施することができる動物病院（以下「実施動物病院」という。）で不妊（卵巣又は卵巣と子宮を摘出することをいう。）又は去勢（精巣を摘出することをいう。）手術（以下「不妊去勢手術」という。再手術等を防止するための耳Vカット手術を含む。）を実施し、その手術費用（不妊去勢手術実施中に、すでに実施済み又は形成不全等で実施不能であることが判明した場合、かつ、術後生殖が不能であると獣医師が判断した場合は当該手術実施に必要な麻酔等の措置に係る費用を含む。）を支払う者とする。

3 手術の実施に際しては、事前に実施動物病院と連絡調整し、実施動物病院の指示に従うことができる者とする。

(助成対象動物)

第3条 助成対象動物は前条に該当する者が、徳島市内で飼育する猫（以下「飼い猫」という。）は含まず、徳島市内に生息する飼い主のいない猫とする。また、動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する動物取扱業を営む者が営利を目的として飼養しているものを除く。

(助成金額等)

第4条 助成金額は第2条第2項により、同条第1項に規定する者が支払った手術費用1頭について10,000円助成する。ただし、支払った手術費用の額が助成金額を下回る場合は、当該支払った額とする。

(交付の申請手続)

第5条 助成を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、徳島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請期間は、市長が別に定める。

3 第1項の申請は、申請者以外の者が助成対象者の代理人（以下「代理人」という。）として申請することができる。

4 代理人が申請する場合は、徳島市飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成金申請書（別記様式第1号）、委任状を提出し、本人確認書類を持参する等により、申請を行う。

(審査及び交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査するものとする。ただし、予算の範囲内で先着により交付を決定するものとする。

2 審査により助成金の交付の可否を決定したときは、徳島市不妊去勢手術費助成金交付決定通知書(別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知するものとし、交付しないと決定した者に対しては、徳島市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金不交付決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

3 市長は、前項の交付決定にあたり必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(手術の実施等)

第7条 交付決定を受けた申請者は、交付決定を受けた日の翌日から起算して60日後までに実施動物病院にて手術を受けさせなければならない。

2 申請者は、第6条の規定により交付決定を受けた猫に対し、手術後、雄は右耳、雌は左耳にVカットを受けさせるものとする。

3 申請者が交付決定に係る猫に手術を受けさせない、Vカットを拒否する又は、実施動物病院獣医師が手術を施すことが適当でないと認めたときは、申請者は、速やかに通知書を市長に返還しなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、手術を受けた日の翌日から起算して14日後までに徳島市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金実績報告書(別記様式第4号。以下「実績報告書」という。)に手術に係る実施動物病院の領収書等を添えて市長に提出しなければならない。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定により実績報告書を提出した申請者は、徳島市飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金交付請求書(別記様式第5号)を、速やかに市長に提出しなければならない。

(手術後の措置)

第10条 第6条の規定により交付決定を受けた申請者は、対象の猫を手術後、遅滞なく元の場所に戻すか又は、できる限り飼い主となる者を捜して引き渡さなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取消しすることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 第6条第3項の交付条件に違反したとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定に基づき助成金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。